

いちき串木野市副業人材活用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内事業者が副業人材を活用して、成長戦略の実現、経営課題等を解決するための新たな取組（以下「副業人材活用事業」という。）を支援することを目的に、市内事業者に対して予算の範囲内において交付するいちき串木野市副業人材活用支援補助金（以下「補助金」という。）について、いちき串木野市補助金等交付規則（平成17年いちき串木野市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 副業人材 市内事業者の成長戦略の実現、経営課題等の解決に対応できる専門的かつ高度な技能を保有し、主とする労働以外の時間を活用して、委託業務に従事する者で、次号の副業マッチング支援企業等を通じて紹介された者をいう。
- (2) 副業マッチング支援企業等 市内事業者が副業人材の活用を円滑に進めるための人材募集、紹介及び支援の事業を行う企業又は団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に主たる事業所を有する者で、市が実施する副業人材の活用状況及び成果に関する調査並びに市内事業者の副業人材の活用促進の取組に協力できる者
- (2) いちき串木野商工会議所又は市来商工会（以下「商工会議所等」という。）の推薦を受けた者
- (3) 商工会議所等会員又は商工会議所等に加入申込書を提出し

た者で、補助金の交付決定時に会員として承認される見込みのある者

(4) 市税の滞納がない者

(5) 政治活動又は宗教活動を目的とした組織又は団体でない者

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でない者

(7) いちき串木野市暴力団排除条例（平成25年いちき串木野市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係がない者

（補助対象事業）

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が副業人材活用事業を実施するため、副業人材又は副業マッチング支援企業等と契約を締結し、副業人材を活用した取組を行う事業とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、国、県その他公共団体等から補助金を受けるときは、その額を補助対象経費から控除するものとする。

(1) 副業マッチング支援企業等に支払う委託料及び手数料

(2) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、補助対象案件1件につき10万円を上限とする。

2 前条における補助対象経費を月額払いとする場合においては、月額2分の1を乗じて得た額とし補助対象案件1件につきその合計10万円を上限とする。また、月額払いによる複数年度での実施にあっては補助対象案件1件につき各年度補助金額の合計10万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条の補助金等交付申請書(以下「交付申請書」という。)は、様式第1号によるものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 業務委託契約書等の写し
- (3) 補助対象経費を支払ったことが分かる書類
- (4) 推薦書(様式第3号)
- (5) 申請者の市税納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前条2項の場合においては、2回目以降の申請に添付すべき書類については補助対象経費を支払ったことが分かる書類とする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定及び額の確定を行い、いちき串木野市副業人材活用支援補助金交付決定及び交付確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めたときは条件を付するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による交付確定通知を受けた申請者は、いちき串木野市副業人材活用支援補助金交付請求書(様式第5号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(完了報告)

第10条 補助金の交付を受けた者は、副業人材を活用した取組が完了後に副業人材活用報告シート(様式第6号)を提出し、副業人材の活用状況及び成果を報告するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、

補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付の目的若しくは条件又は市長の指示に違反したとき。

(2) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は事業実施について不正の行為があったとき。

(3) その他この要綱に違反したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。